

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める意見書

去る 10 月 31 日に沖縄県は「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」（以下、県民投票条例）を公布した。県民投票条例を審査した沖縄県議会においては、賛否以外の選択肢を持つ修正案も提出されるなど、全会一致ではなく、多様な県民の意思をあらわすことに対し配慮が欠けるものである。

県民投票条例は、第 1 条の目的から第 14 条の委任で構成されているが、普天間飛行場問題の原点である危険性の除去については全く明記されておらず、宜野湾市のど真ん中にある普天間飛行場の危険性や騒音問題等で長年苦しんでいる宜野湾市民が置き去りにされ、危険性の除去について県民の意思を示すものではない。

玉城康裕県知事は、県知事選挙について「県民が選挙で明確に示した辺野古反対の民意」と述べているのにもかかわらず、再度、民意を問うことに対し 5 億 5,000 万円の県民の税金をかけて行うことは理解しがたい。

また、県民投票条例の制定を直接請求した「辺野古県民投票の会」の請求要旨や同会公式ホームページの「県民投票 Q & A」においては、県民投票に基づき県知事が埋め立て承認を撤回すると、普天間飛行場の固定化につながる可能性があるといった最悪のシナリオについては全く触れられておらず、強い憤りを禁じ得ない。

沖縄県に対しては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を行うため、現在中断している、国、県、宜野湾市で構成する普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会を早期に再開することを強く求めるものである。

よって本市議会は「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 4 日

沖縄県宜野湾市議会